

【報告②】

子どもの司法面接・協同面接の現状と課題

仲 真紀子

立命館大学総合心理学部教授

目 次

はじめに

- 1 司法面接の概要：構造と自由報告
 - (1) 司法面接の概要
 - (2) 目的
 - (3) 方法
 - (4) 構造
- 2 協同面接の意義
- 3 司法面接の現状と課題
 - (1) 研修とトレーナー育成
 - (2) 協同面接事例
 - (3) 司法面接の昨今
 - (4) 次の課題
 - (5) 現状と課題と対策

はじめに

「子どもの司法面接・協同面接の現状と課題」ということでお話しいたします。先ほど田村さんそれから岡さんから、福祉と司法の連携についてさまざまなお話があったのですが、その中でも虐待事案における事実確認というところに焦点を当ててお話ししたいと思います。

ここで司法面接というふうに申しておりますのは、法的な意思決定のためにも使うことができるような精度の高い正確性の高い情報を、被面接者の方の心理的な負担をできるだけかけることなく聴取する、そういう方法としての面接法ということになります。児童相談所等では被害確認面接、事実確認面接というふうに呼ばれますし、警察の方々は被害児童からの客観的聴取技法というふうに呼ばれることもあります。検事さんたちはよく、いわゆる司法面接の方法にのっとってというふうな形でおっしゃることもあります。20分という報告時間の中で、司法面接の概要、それから協同面接という最近始まりました、できるだけ少ない回数で事実確認を行おうというその面接の意義についてお話しします。そして現状、運用における課題などをまとめてみたいと思っております。

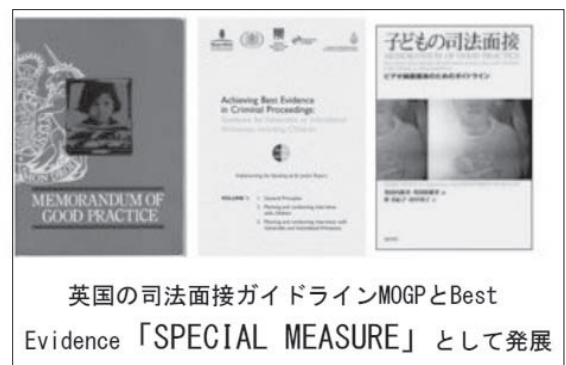
1 司法面接の概要：構造と自由報告

(1) 司法面接の概要

まず、この司法面接の概要なんですけれども、司法面接がどのように導入されてきたか、その特徴と背景についてちょっとご説明したいと思います。

多くの子どもから話を聴くときの、不正確な情報を引き出してしまいう誘導や暗示というのが、「たたかれたのか」「触られたのか」などの質問によって与えられるということを踏まえ、面接の中ではできるだけ子ども本人に自発的に報告してもらおうということで、自由報告を重視する、それが司法面接ということになります。それからまた、子どもから話を聴くときに、自由にどうぞ、というふうに言いましてもなかなかすぐに、自由に、いっぱい話してくれるというふうにはなりませんので、面接を段階化、構造化して話を聴くというのがやはり司法面接の特徴となっています。自由報告と構造というふうにあります。

これ（スライド左）は1992年、今から26年前にイギリスで作られた司法面接のガイドラインです。当時子どもが巻き込まれた冤罪事案というのがたくさんあった。子どもから話を聴こうとすると、どうしても誘導・暗示にかかってしまいやすい。何度も確認しようと思って話を聴くと、精神的に二次被害を受けてしまう。こんなことを踏まえて、子どもから話を聴くのは難しい。であるので、正確性が高い情報が得られるような面接法を作ろうという形で作られました。「スペシャルメジャー」と書いているんですけれども、子ども、その後には知的障害を持っておられる方とか身体的精神的な障害を持っておられる方にも適用されるようになってきたわけなんですけれども、話を聴くのがなかなか難しいそういう対象に対する特別措置として発展してきたということがあります。それがこのアップデート版（中）、そして日本語版（右）ということになります。

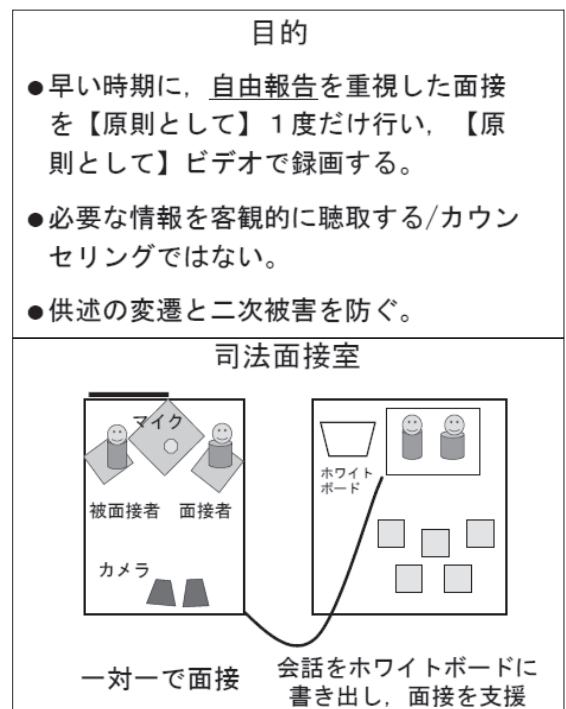


(2) 目的

さて、その司法面接の目的なんですけれども、記憶はどんどん下がってしまいますので、早い時期に自由報告、自発的な報告を重視した面接を、原則として1回、つらいことをたくさん聴くのは子どもにとって大変なので、できるだけ少ない回数で聴いて、それを正確に記録するために録音・録画する、それが1つの目的です。その面接というのは、事件の解決や再犯、再発の防止につながるような客観的な情報を聴取することが目的で、いわば回復を目指していくカウンセリングとは異なるものとして位置付けられています。その目指すところは、供述の変遷や精神的な二次被害を防ぐということになるわけです。

(3) 方法

どんなふうに行うか。日本でもたくさん行われるようになってきたわけなんですけれども、2つの部屋を作り、1つの部屋で面接者が被



面接者から話を聴く、それを録音・録画して隣の部屋で——バックスタッフというふうに言ったりしますが——支援隊が支援するということになります。この支援隊、チームになる人たちは福祉関係者としては児童相談所、司法関係者としては警察、検事さん。こういうふうなことになりますと、子どもは例えば児童相談所でお話して、警察でお話して、また検事さんのところでお話してというふうなことをしなくて済みますので、大変負担が軽くなります。1回で聞き取れるので正確な情報が得られやすいということになります。こんなふうな形で行うわけです。



これは1つの司法面接室ですが、面接者、被面接者、ここ（左下:中央テーブルの上）にマイクがあってカメラ（天井）があって、この様子を隣の部屋でモニターする（右下）ということになります。

(4) 構造

面接が構造化されているということをさっき申ししたんですけれども、自由報告を求める、でもこれをすぐに求めるというのは難しいことです。面接を始める前にはあいさつをしたり、ラポールというのは話しやすい関係性を築くことを言うけれども、ラポール形成をして本題に入る。

足りないところは質問で補うわけですが、できるだけ、「そうか、それから、何があった？」こんなふうな、オープンな形で聴くということが重要です。

最後は、丁寧に質問を受けたり希望を聴いたりして終わりにしていく、クロージング、閉じる手続きをします。いろんな形で、日本でもこういう司法面接が使われるようになってきました。司法面接を扱った書物も複数刊行されています。

司法面接の構造

- 導入・ラポール形成
- 自由報告
- 質問
 - オープン質問
 - WH質問
 - クローズド質問
 - 確認質問
- クロージング <http://forensic-interviews.jp/>

類似のガイドライン

2 協同面接の意義

次に、なぜ、こういう面接を1回で行うのが重要か、ということについてご説明します。

先ほど岡さんのお話にありましたように、また田村さんのお話にもありましたように、児童相談所といいますと家族支援、家庭支援ということになります。お父さんがポコポコ子どもをたたいていたら、お父さんそんなことをしてはいけませんよ、何かお手伝いできることはありますか、そうやって支援をするわけですが、どうしてもそれがやまないということがあったら、子どもさんを一時的に保護、分離することになります。子どもを引き離す。

一方、司法的なアプローチは、お父さんそんなことをやっているんですか、どうですか、というふうなことで証拠が集まると、例えば処罰の対象にしていくということで、お父さんを引き離すということになります。こういう親を引き離すということになりますと、家庭が壊れてしまうということが起こりやすくなりますので、福祉と司法、なかなか連携というのが難しかった部分があるのかなと思います。

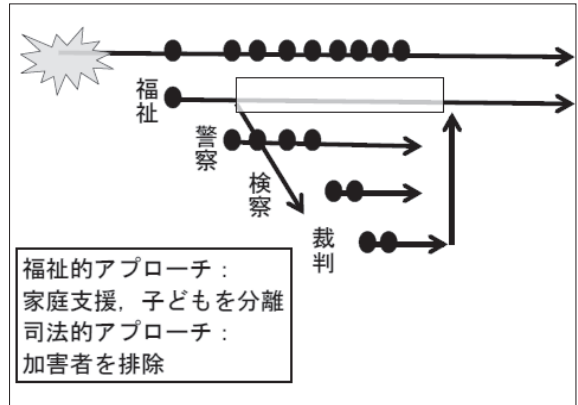
聞き取り、事実確認についてもそういうことが言えるわけで、骨が折れた、やけどをした、まず福祉につながります。

ここで話を聴いて、事件性がありそうだといえば警察に。ここでも話を何度か聴いて、検事さんのところへ。ここでも何度か話を聴いて、裁判にというふうなことがありました。それぞれの機関では、そこそこの回数の聴き取りであったとしても、子ども本人の身に置いてみますと、何度も、何度も、何度も、何度も話を聴かれるということになります。

この間にどんどん時間がたって記憶が薄れていく、何度も面接を受けて記憶はだんだん曖昧なもの、不正確なものになってしまいます。この間に、誘導や暗示にかかってしまうということもあるかもしれません。

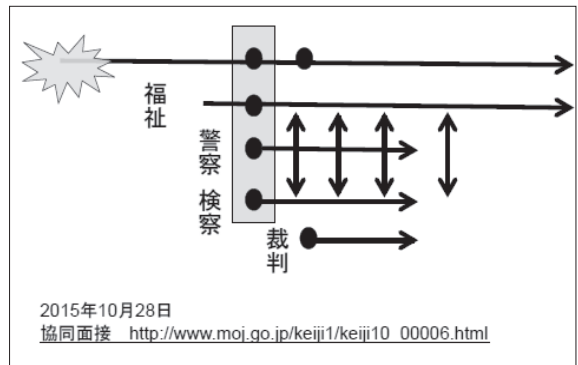
さらに近年重視されていることとして、精神的な負担感というのがどんどん高まってしまいうことがあります。これは大変長い名前の精神的症状、法的手続きにより引き起こされる外傷的敏感症状、略してLITSというふうに言ったりするんですけども、聴取を繰り返すと心的外傷の症状が加算的に悪化してしまふ。さらに継続的に聴き取りを行うと、一部の被害者では以前はなかった症状、例えばその事件とか事故に由来するような心理的な症状というよりは、聴き取りの繰り返しによって起きる症状が出てくる。そういうものの中には、フラッシュバック、あるいは鬱（うつ）のような、後外傷的なPTSDとしての精神症状もあれば、血圧や心拍の上昇、過呼吸、筋緊張のような身体的な症状もあるというわけです。

こんなことを踏まえて、大変画期的だったと思うんですけども、2015年の10月28日に厚生労働省と警察庁と最高検が同月同日に、子どもへの事情聴取はできるだけ1回でやりましょうというような通知を出して、ここで少ない回数で協同で面接を行うという、協同面接というのが始まったわけです。



法的手続きにより引き起こされる外傷的敏感症状 Litigation-induced Trauma Sensitisation (LITS) Fulcher, G. (2004)

- 聴取の繰り返し：心的外傷の症状が加算的に悪化
 - » 事件・事故の再体験，類似した状況による不安喚起，過覚醒，精神的／実存的危機
- 継続的聴取：一部の被害者では，以前はなかった症状
 - » 後外傷的症状：フラッシュバック，悪夢，うつ，思考の回避，孤立，愛情を感じられない，楽しめない，無力感，過覚醒，睡眠障害，怒り，注意集中の困難，驚愕反応等
 - » 身体的症状：血圧・心拍上昇，過呼吸，筋緊張，吐き気，下痢



3 司法面接の現状と課題

(1) 研修とトレーナー育成

この後のことを見てみたいと思います。現状と課題です。私もこの司法面接の研究を随分長く、先ほどご説明があったRISTEXのプロジェクトなどのご支援を受けて10年間ぐらいやってまいりました。2日間の司法面接研修などを行ってきまして、講義とか面接のロールプレイなどを踏まえて行っているということがあります。今年も8～9月に立命館大学で2日間の研修を行いますので、よろしかったらホームページなどをご覧いただければ

2日間司法面接研修：立命館大いばらきキャンパス8月9日

- 講義
 - » 司法面接の概要
 - » NIChDプロトコル
 - » 補助証拠
 - » 話さない子ども
 - » 難しい質問
- 自由報告の練習
- DVDを見ての練習
- 面接の計画
- ロールプレイ
- 振り返り



ばと思います。去年までで5,600人、2017年まで入れますと7,000人近くのいろいろな専門家の方々、児童相談所、警察、検事さん、弁護士さん、医療関係者、研究者などの方たちにこの司法面接の研修を行ってきました。

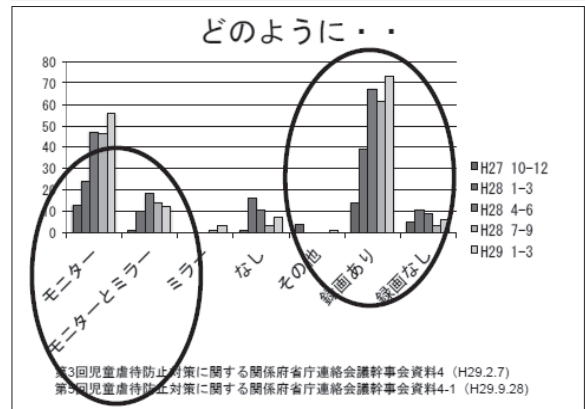
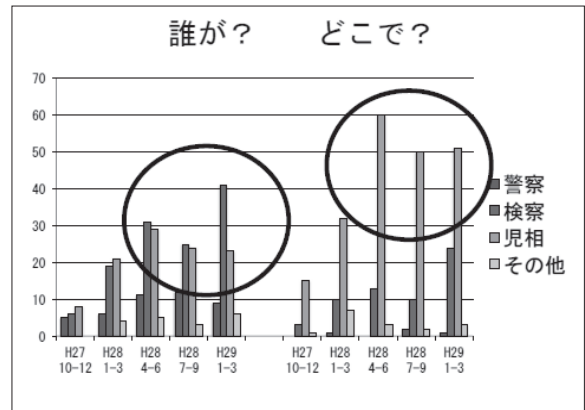
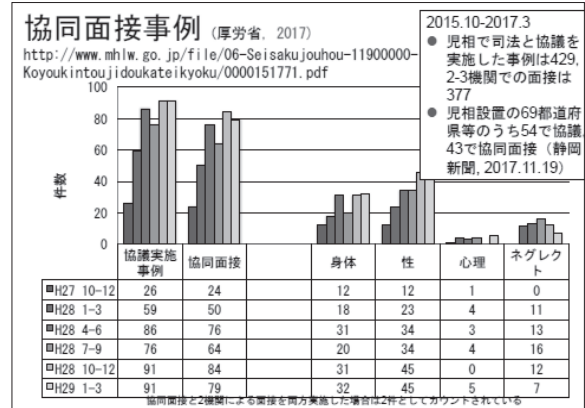
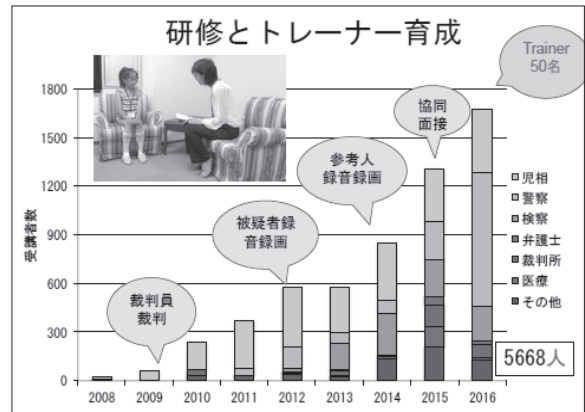
(2) 協同面接事例

実際に協同面接というのが、今広く行われるようになってきておりまして、——これは厚労省のホームページから取ってきたものですが、——また静岡新聞などで記事になっていたものを引用させていただいていますが、——2015年の10月から2017年の3月までの間に協同面接、児童相談所が入る形で司法との連携で行われた事例として、協議が429、実際の面接は377行われたということで、主に身体的な虐待、性的な虐待が疑われるようなケースで行われているということがあります。

誰がどこでやっているのか。ここの濃いところ（棒グラフの左端の棒）から警察、検事さん、それから児童相談所、その他というふうにカテゴリになっていますけれども、児童相談所の方々がずっとこうやって一定数やっておられる。最後の平成29年の1～3月のところは、検事さんが面接者となったというのが結構大きな数になっています。どこでやっているかと言いますと、主に児童相談所で行われているということが分かります。どのように行われているか。どんなお部屋で行われているかと言いますと、モニターがある部屋、あるいはモニターとミラーがある部屋ということで、面接者がいてバックスタッフがいるということがうかがわれるわけです。また、録音・録画に関して言いますと、録音・録画があるケースが大半でして、ないというのはむしろ少数というふうなことになっています。

(3) 司法面接の昨今

そんなことで、司法面接、こういう協同面接が行われるようになってきた。実際にこの昨今のことを見ても、児童相談所の7割で司法面接が行われているということです。警察では、執務資料として客観的聴取技法の資料が出来上がり、警察庁で研修も行われています。また検事さんたちも研修を受け、司法面接チームを作られたり、また実際にこうやって作られた媒体が裁判で使用されるというふうなことも出てきました。



(4) 次の課題

ただ、まだまだ問題があるわけです。ここまで達すると、また次の課題が見てくるといえることがあると思います。これはつい最近の2月4日に毎日新聞に載った記事です。題目のところに、「司法面接 試行錯誤 虐待判断分かれる現場」というようなタイトルが付いています。記事によりますと、男児4歳にけがをさせたとして、義父33歳が傷害容疑で逮捕された事件である。児童相談所と大阪府警が司法面接を行って協同で話を聴いたけれども両者の見解が食い違った。12月に司法面接を行った。で、その子どもさんはいったんおうちに帰された。そのときの認識として、児童相談所のほうではあざができた経緯がはっきりしないというふうに判断し、一方府警のほうは、やっぱりこれはやられたとはっきり言っていた、そんなふうに判断をしたということのようです。表面だけ見ますと例えば、児童相談所は少し甘い判断だったのではないかと、警察はなんで児童相談所にもっと強く言いませんでしたかとか、いろんな意見が出てくるかもしれないんですけども、実のところ、まだいろんな困難がある。

例えば、録音・録画を一緒にして協同面接をやったとしても、この媒体というのがなかなか制度上共有できるようになっていないということがあります。司法としては捜査資料なので持って帰らざるを得ない、児童相談所はいろいろ協力したけれどもメモぐらいしか手元に残らないということがあったりします。

また、それぞれ激務の中でやっていて、協同面接はやったんだけど、その後の方針を一緒に考えていく機会がなかなか設けられなかったというふうなこともあり得るわけです。そんなことで、この辺りはこれからの課題。今まで達成できたことがあるので、もう次の課題になるかなというふうに思ったりいたします。

(5) 現状と課題と対策

現状と課題と対策で、ここは一番お伝えしたいとか言いたいところなんですけれども、ここ数年の間に、録音・録画、正確な記録や検証可能な方法での事実確認というのができるようになった。チェック。次に、3者で計画して、面接者がリーダーではない、バックスタッフも重要というふうな、協同での面接が行えるようになってきた、連携ができるようになった、これもチェックということになるわけです。

ここに来ますと、次の課題として3者がせっかく一緒に合わさって事実確認をするわけですので、例えばまず、過去を共有する、児童相談所が持っているこの家族に関する過去、警察で知っている過去、こういうことをテーブルの上に出してどういうところが強み弱みか、どんなアプローチが可能かを一緒に考える。また、司法面接をやったならば、この媒体をできれば共有して現状を理解するのに役立つことができるといいなということがあります。さらに、もう一つ踏み込んで、未来

司法面接の昨今

- 児童相談所
 - » 7割で司法面接
- 警察
 - » 執務資料
 - » 警察庁研修
- 検察
 - » 司法面接チーム
 - » DVDを裁判で使用

2015. 12. 21

2016. 12. 19

2017. 2. 24

旭川
高松
徳島
那覇

2018年2月4日毎日新聞
司法面接 試行錯誤
虐待判断分かれる現場
・男児(4)にけがをさせたとして義父(33)が傷害容疑で逮捕された事件・児童相談所や大阪府警が、男児と一緒に話を聞いた「司法面接」を巡り、両者の見解が食い違っている。センターは「あざができた経緯がはっきりしない」と判断、府警は「パパにやられた」・聴取や対応の難しさが浮き彫りになった。

<https://mainichi.jp/articles/20180204k00/00m/040/092000c>

司法面接
試行錯誤 虐待判断分かれる現場

毎日新聞 2018年2月4日 02時30分 (最終更新 2月4日 04時)

大阪府 ぬっちや関西 事件・事故・裁判

司法面接のイメージ

ビデオ(録音・録画) ICレコーダー

警察や地検、児童相談所職員


児童相談所 大阪 させた

● 録音録画の共有

● 方針の共有

現状と課題と対策

- 正確さ向上と負担低減に向けて
 - » 録音録画：正確な記録，検証可能
 - » 連携：三者チームで計画。面接者がリーダーではない。バックスタッフが重要！
 - » 過去（履歴）・現在（現状）・未来（方針）の共有：チーム内ですべて共有，忙しくても連絡を！タイムラインを考える
- 今すぐに見えること
 - » 三者研修
 - » 協議と実施
 - » ピアレビュー



をどうしていくかという方針を一緒に考えていくことができれば、大変強い力になると思うわけです。3者のチーム内で全てを共有し、忙しくても電話などで連絡し合う。事実確認というのは、何があったかという1点だけですけども、過去から来て、今があって、この後どうしていくかという未来に向けてのタイムライン、ここで児相はこう動く、警察はこう動く、ここで検事さんがこういうふうに入ります、こういうことを3者で共有できるとすごくいいなと思います。

今すぐにはできることは、3者で研修をしてお互いの立場や考え方を理解し合うこと。また、実際にこういう事案が起きたならば、協議を一緒にして、実施してみることです。ただけではなくて、さらにその後の方針を決め、できればそれが一段落ついた、終わった後もう1回ケースレビューを、ピアレビュー——協同で一緒に行くことをピアレビューと言ったりしますが——ケースレビューをするとさらに連携が深まっていくかなと思います。

ここまでがメインですので次のところまで言ってしまうと、焦点が少しボケてしまうかもしれないんですけども、さらに次のことを考えてみます。さらなる正確さの向上と子ども、未成年者等の負担軽減ということを考えますと、連携の拡張です。司法面接に入る前のところで記憶が汚染されているということがありますので、学校や家庭にいろんな形でできるだけ、問題がありそうであれば疑いがあったらすぐに連絡してくださいねという形で伝えていく必要がある。初期の聴取のあり方の重要性は、本当に言わなくちゃいけないと思います。それから、面接に当たって系統的全身診察などが入ると、耳の後ろの小さな傷や隠れたあざとかが見つかって、より正確な事実確認ができるということがありますので、医療の参加です。それから、こういう事実確認の後の心理的なケア。こういうことが一緒にできるようになってくるといい。

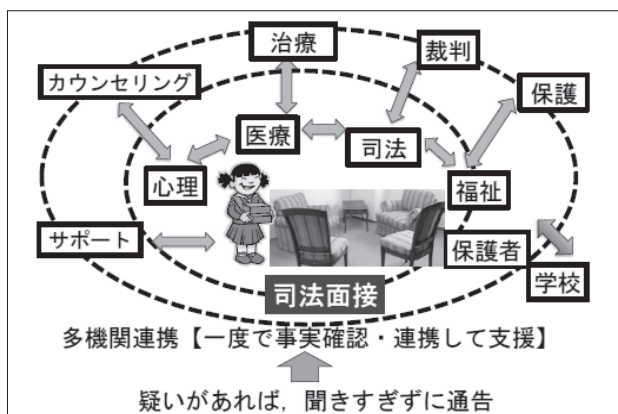
さらに、もっともっと先のことを言いますと、例えば、今は検事さんが面接をされた、それが最も裁判での証拠になりやすいということがあるわけですけども、検事さんだけというふうに限らなくてはいけなとか、あるいは弁護士さんのほうの同意がないと裁判に使えないのかとか、弁護士さんのほうの反対尋問権はどうするのか。例えば、英国では、期日前に録音・録画を使って反対尋問を行う試みもなされていたりします。また、そういう動画の再生のしかたであるとか、いろんな課題があります。特に考えなくてはいけないのは、子どもはどんどん成長していく。私たちの1年という、あつという間という感じなんですけれども、子どもの1年はきっと大人の私たちの3年分、5年分ぐらいの重さをもって進んでいくわけです。ですので、早期解決に向けてこういう協同面接の結果というのを使っていけないか、というのが1つのご提案です。以上です。

●さらなる正確さ向上と負担軽減：連携拡張

- » 初期の聴取の重要性（学校、家庭）
- » 医療（身体・精神の査定）
- » 心理的支援（これが重要）

●もっと先の正確さ向上と負担低減：証拠

- » 検察官による面接だけか
- » 同意がないと出せないか
- » 反対尋問権：英国では・・・
- » 再生の仕方を考える：長い、インパクトが強い
- » 子どもの成長：早期解決の材料？



ニューズレター・通信・面接支援

NEPOCHARE
支援室

立命館大学では8月、9月に2日間の司法面接研修を行っています！

- お申し込みや支援室通信をご希望の方は、支援室HP <http://forensic-interviews.jp/> のメールフォームでお知らせください。
- NIChDプロトコル、ガイドラインもダウンロードできます。

支援室通信Vol.9 (2019.7月発行)

支援室通信Vol.8 (2019.4月発行)

支援室通信Vol.7 (2019.2月発行)

支援室通信Vol.6 (2018.12月発行)

支援室通信Vol.5 (2018.10月発行)

支援室通信Vol.4 (2018.8月発行)

支援室通信Vol.3 (2018.6月発行)

支援室通信Vol.2 (2018.4月発行)

支援室通信Vol.1 (2018.2月発行)

参考文献

- アルドリッジ・ウッド（著）仲真紀子（編訳）（2004）. 子どもの面接法：司法における子どものケア・ガイド. 北大路書房.
- 英国内務省・保健省（編）仲真紀子・田中周子（訳）（2007）. 子どもの司法面接：ビデオ録画面接ガイドライン. 誠信書房
- ブル, R. 他（著）仲真紀子（監訳）（2010）. 犯罪心理学 - ビギナーズガイド：世界の捜査, 裁判, 矯正の現場から. 有斐閣.
- ボーグ, W., フラゴ, R., アービン, D.L., プロドリック, R., ケリー, D.M.（著）藤川洋子・小沢真嗣（訳）（2003）. 子どもの面接ガイドブック—虐待を聞く技術. 日本評論社.
- セーデルボリ, A-C., グンベルト, C. H., アバド, G. L.（著）仲真紀子・山本恒雄（監訳）リンデル佐藤良子（訳）（2014）. 知的障害・発達障害のある子どもの面接ハンドブック：犯罪・虐待被害が疑われる子どもから話を聞く技術. 明石書店.
- Fisher, R. P., & Geiselman, R. E. (1992). Memory-enhancing techniques for investigative interviewing: The Cognitive Interview. Springfield: Charles Thomas.
- Frasier, L., D., & Makoroff, K. L. (2006). Medical Evidence and Expert Testimony in Child Sexual Abuse. *Juvenile and Family Court Journal*, 41-50.
- Fulcher, G. (2004). Litigation-induced Trauma Sensitisation (LITS) — A Potential Negative Outcome of the Process of Litigation. *Psychiatry, Psychology and Law*, 11(1), 79-86.
- Hershkowitz, I., Orbach, Y., Lamb, M. E., Sternberg, K. J., & Horowitz, D. (2006). Dynamics of forensic interviews with suspected abuse victims who do not disclose abuse. *Child Abuse & Neglect*, 753-760.

- Hershkowitz, I., Horowitz, D., Lamb, M. E., Orbach, Y., & Sternberg, K. J. (2004). Interviewing youthful suspects in alleged sex crimes: a descriptive analysis. *Child Abuse & Neglect*, 28, 423-438.
- 法と心理学会ガイドライン作成委員会（編）（2005）. 目撃供述・識別手続に関するガイドライン. 現代人文社.
- Lamb, M. E., Orbach, Y., Hershkowitz, I., Esplin, P. W., & Horowitz, D. (2007) A structured forensic interview protocol improves the quality and informativeness of investigative interviews with children: A review of research using the NICHD Investigative Interview Protocol. *Child Abuse and Neglect*, 31, 1201-1231.
- Lamb, E., M., Hershkowitz, I., Orbach, Y., & Esplin, P. W., (2008). *Tell me what happened: Structured investigative interviews of child victims and witnesses*. Chichester: Wiley & Sons.
- Lamb, M. E., La Rooy, D. J. Mally, L. C., & Katz, C. (Eds.) *Children's Testimony: A Handbook of Psychological Research and Forensic Practice*. Second Edition. John Wiley & Sons.
- ミルン, R., ブル, R. 著. 原聡(編訳)(2003). 取調べの心理学-事実聴取のための捜査面接法. 北大路書房.
- Ministry of Justice, U.K. (2011). *Achieving Best Evidence in Criminal Proceedings: Guidance on interviewing victims and witnesses, and guidance on using special measures*. https://www.cps.gov.uk/publications/docs/best_evidence_in_criminal_proceedings.pdf

- 仲真紀子（2017）. 録音録画面接における子どもの供述—質問の仕方、カメラパースペクティブ、専門家証人が信用性判断に及ぼす効果—.
- 上石圭一・大塚浩・武蔵勝宏（編）. 現代日本の法過程—その構造と動態—宮澤節生先生古稀記念論文集, (pp. 345-368). 信山社.
- 仲真紀子(2016). 子どもの司法面接：考え方・進め方とトレーニング. 有斐閣.
- 仲真紀子（2016）. 記憶. 発達心理学ハンドブック. 福村出版.
- Naka, M. (2015). Interviews with victims and witnesses of crime in Japan: Research and practice. In D. Walsh, G. E. Oxburgh, A. D. Redlich, and T. Myklebust (Eds.) *International developments and practices in investigative interviewing and interrogation*, Volume 1: Victims and witnesses. 43-57. U.K.: Routledge.
- 仲真紀子（2015）. 司法面接の背景と展開. 研修, 802, 3-14.
- Naka, M. (2014). A training program for investigative interviewing of children. In R. Bull (Ed.) *Investigative Interviewing*. New York: Springer. Pp. 103-122.
- 仲真紀子（2014）. 子どもの証言と心理学鑑定. (安西ほか編). 岩波講座コミュニケーションの科学 第5巻. 岩波書店.
- 仲真紀子（2012）. 子どもの証言と面接法. 日本発達心理学会（編）根ヶ山・仲真紀子（責任編集）発達科学ハンドブック4. 発達の基盤：身体、認知、情動. 新曜社. pp. 284-296.
- 仲真紀子（2012）. 面接のあり方が目撃した出来事に関する児童の報告と記憶に及ぼす効果. *心理学研究*, 83, 303-313.

- 仲真紀子（2011）. 法と倫理の心理学 - 心理学の知識を裁判に活かす：目撃証言、記憶の回復、子どもの証言. 培風館.
- 仲真紀子（2011）. NICHDガイドラインにもとづく司法面接研修の効果. *子どもの虐待とネグレクト*, 13(3), 316-325.
- 仲真紀子(2010). 発達障害をもつ人の記憶と面接. 浜井・村井（編著）発達障害と司法：非行少年の処遇を中心に（龍谷大学矯正・保護研究センター叢書第11巻）現代人文社.
- 仲真紀子（2010）. 子どもによるポジティブ、ネガティブな気持ちの表現：安全、非安全な状況にかかわる感情語の使用. *発達心理学研究*, 21, 365-374.
- 仲真紀子（2009）. 司法面接：事実焦点を当てた面接法の概要と背景. *ケース研究*, 299, 3-34.
- 仲真紀子（2005）. 子どもは出来事をどのように記憶し想起するか. 内田伸子（編）心理学—こころの不思議を解き明かす. 光生館. Pp.131-159.
- 仲真紀子・上宮愛（2005）. 子どもの証言能力と証言を支える要因. *心理学評論*, 48, 343-361.
- 仲真紀子（2001）. 子どもの面接—法廷での「弁護士言葉」の分析—. *法と心理*, 1, 80-92.
- 越智啓太（1998）. 目撃者に対するインタビュー手法—認知インタビュー研究の動向—. *犯罪心理学研究*, 36, 49-66.
- Shepherd, E. (2007). *Investigative interviewing: The conversation management approach*. Oxford University Press: New York.

本シンポジウムは、国立研究開発法人科学技術振興機構の戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）「安全な暮らしをつくる新しい公/私空間の構築」研究開発領域による研究成果の一部である。

本シンポジウムは、国立研究開発法人科学技術振興機構の社会技術研究開発センターの研究開発領域「安全な暮らしをつくる新しい公/私空間の構築」における研究開発プロジェクト「親密圏内事案への警察の介入過程の見える化による多機関連携の推進」の成果の一部である。